

うつ病・過労死問題に取り組んで20年の弁護士が説く 『企業のためのメンタルヘルス対策コーナー』

メンタルヘルス問題で悩んでいる経営者、人事担当者、管理職の方は必見

2017年3月15日号 (No.5)

2017年
3月15日号

1. 労災実務の基礎知識・安全配慮義務

企業の損害賠償責任の法的根拠となる安全配慮義務とは何でしょうか。

2. 裁判例と労働法務

新任管理職が長時間労働に従事したわけではないが、未経験の業務に苦慮した場合、業務の質的な過重性が肯定され、労災認定がなされるのでしょうか。

3. 最近読んだ本の紹介

高橋基樹 「生き残るための戦略 これから『労働組合』の話をしよう」



1. 労災実務の基礎知識・安全配慮義務

安全配慮義務は、昭和50年に自衛隊員が事故死した事案で言い渡された最高裁判決により、特別な社会的接触の法律関係(労働契約も含まれます)に入った当事者間における信義則上の付随義務として認められました。この義務に違反した場合は債務不履行責任を負います。労働契約法5条はこの判例法理を明文化しました。

このことにより、企業が労働災害を発生させた場合、不法行為または債務不履行により損害賠償責任を負うことになりました。使用者の義務を、不法行為では注意義務、債務不履行では安全配慮義務と表現しますが、裁判実務上は義務の内容について特段の区別をしていません。

労働基準法や労働安全衛生法は企業を取り締まる公法的規制ですが、これらの法律が注意義務または安全配慮義務の内容にもなり、私法的に規制されます。刑罰が科される公法よりも安全配慮義務の範囲は広いので、単に法令を遵守しているだけでは企業の義務を果たしたことはありません。例えば、パワハラに対する公法的規制はありませんが、安全配慮義務の内容になります。パワハラが原因で労働者が自殺した場合、企業は、処罰されませんが、遺族に対して高額な損害賠償責任を負うことになります。

2 裁判例と労働法務

【岐阜市役所事件・岐阜地判平28.12.22 – 50代の公園整備室長が、多発する事故・トラブルの対応、休日出勤の増加、技術職職員のとりまとめ、部長の叱責などにより抑うつ状態となり、勤務中に庁舎より飛び降り自殺をした事案】

本件は、残業が月10時間台で長時間労働があったわけではないのですが、初めて管理職に昇進した事務職出身の公園整備室長が、公園での事故やトラブルへの対応に翻弄され、技術職の職員や上司との関係に苦慮したことにつき、精通していない公園整備業務一つ一つが質的に過重であったのが争点となった事案です。

まず管理職への昇進につき、岐阜地裁判決は、「初めての一部門の責任者としての管理職となる中で、事務職であるために見識が深いとはいえない技術関連のことについてもその責任を負う立場になり、技術職職員らをまとめいく立場となったことについては、相当の業務上の負荷があった」と認定し、事務職出身者を基準に心理的負荷を評価しました。地位の上昇に伴い、業務内容、責任や権限が変化する際に心理的負荷が増加しますが、特に未経験の業務については、ベテランでも、知識不足によるストレスがかかり、ストレス対処能力が十分でないことがありますので、業務の内容・量を調整したり、職場で適切に支援したりすることが必要になってきます。

公園での事故やトラブルへの対応は公園整備室長の日常業務といえますが、岐阜地裁判決は、「事故やトラブルは、突発的に起こり、事前の予測がつかないものであるし、勤務時間以外においても事故やトラブルが発生した場合に対応しなければならないと認識していなければならないことは、常に職務に従事しているほどの緊張感ではないとしても、職務から離れる解放感が乏しい点で業務としての負荷はそれなりに大き(く)」、「事故やトラブルの被害者への謝罪や記者発表などの事後対応は気が張る」と指摘しました。日常業務それ自体が過重であれば、その是正措置を講じなければなりません。企業としては、担当者を増員したり、上司・同僚の支援態勢を構築したりすることが必要です。

岐阜地裁判決は、公園整備に関する市議会・議員への対応も公園整備室長の日常業務における心理的負荷と認めたのですが、「事案単体としてみれば、過度の負荷がかかっているとは認められない事案についても、他の処理(を)しなければならない負荷の強い業務とも相まって、積み重なることで肉体的、精神的疲労をもたらすものである」とし、ストレスの相乗作用を認めました。裁判例は精神障害の労災認定基準よりもストレスの相乗作用を広く認めており、安全配慮義務の履行の場面でも、一定の心理的負荷がかかる業務を個別に過重評価すべきではありません。仕事が集中している労働者の支援・協力をすることで、ストレスの相乗作用による不幸な転帰を防ぐことができるでしょう。

なお、岐阜地裁判決は、施設建設をめぐる損害賠償請求訴訟につき、「訴訟の遂行は弁護士が岐阜市の代理人として行うもので、訴訟の結果について当該訴訟の担当となっている当該市役所職員が責任を問われるようなものでないとしても、訴訟準備は担当者が担わざるを得ず、それ自体精神的負荷のある業務といえる」と判断しました。過労死事案の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟においても、仮に企業が勝訴したとしても、人事部や法務部の社員、現場の管理職には訴訟対応の負担がかかります。企業としては、これもリスクの一つとして捉え、第一義的には過労死を発生させない取り組みが必要ですが、仮に過労死が発生した場合は迅速かつ公正な初動対応をすることが肝要です。

3 最近読んだ本の紹介

【高橋基樹「生き残るための戦略 これから『労働組合』の話をしよう」(ビーケーシー、2011年)】

著者は、大手飲料会社で営業を担当された後、労働組合のコンサルティングに従事し、現在は中小企業診断士、社会保険労務士として活躍しておられます。

本書は、労働組合が対話をする中で組合員の声を汲み上げながら信頼関係を構築して、組合員の満足度を向上させつつ組織の活性化を実現することを説いています。そのため、労働組合のコミュニケーション機能や人材育成機能を重視し、著者の経験やツールを紹介しながら、職場環境の改善や目標管理制度に対応する方法論を述べていることは示唆に富みます。

本書で述べられていることは、労働組合の役員には必読ですが、企業の経営者や人事労務管理スタッフにも参考になるものです。

本ニュースレターに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

つまこい法律事務所 TEL:03-6806-0265 FAX:03-6806-0266

<http://mentalhealth-tsumakoilaw.com/contact>